

鹿沼市建設工事等競争入札における取り分け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市が発注する建設工事及び測量・建設関係コンサルタント等業務委託の競争入札における取り分け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 取り分け方式の対象とする入札は、同一日に開札する次の各号のいずれかに該当する競争入札とする。

- (1) 同工種かつ同等級の建設工事のうち、同額抽選となったもの
- (2) 同業務区分の測量・建設関係コンサルタント等業務委託のうち、同額抽選となったもの

(適用方法)

第3条 落札候補者を決定する順位（以下「決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、決定順位が上位の入札で抽選の結果落札候補者となった者が、以降の対象となる入札において抽選の結果再び落札候補者となった場合に当該入札書を無効とし、再抽選により落札候補者を決定する。

- 2 決定順位は、入札番号順とする。
- 3 指名競争入札においては、第1項の規定の「落札候補者」を「落札者」に読み替える。

(取り分け方式の例外)

第4条 前条の規程に関わらず、取り分け方式を適用したことによって同額の落札候補者又は落札者となるべき者がいなくなってしまう場合は、当該案件は取り分け方式を適用しないものとする。

- 2 前項に該当する場合は、他の案件の落札候補者又は落札者決定に対して影響を与えないものとする。
- 3 落札候補者が辞退した場合又は入札参加資格要件審査の結果落札候補者が要件を満たなかった場合の再抽選においては、取り分け方式を適用しないものとし、他の案件の落札候補者決定に対して影響を与えないものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、施行日後に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行し、施行日後に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日以降に公告し、又は指名通知を送付する入札から適用する。